

○探偵業の業務の適正化に関する法律に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（令和5年9月22日 例規第47号 神生総発第236号）

最終改正 令和6年3月28日 例規第25号 神生総発第109号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、探偵業の業務の適正化に関する法律及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程の規定に基づき、神奈川県警察で行う探偵業の届出等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容

- 第1条 趣旨
- 第2条 各種届出等の受理
- 第3条 事業開始の届出
- 第4条 届出書の受理番号の通知
- 第5条 生活安全総務課長の調査等
- 第6条 廃止の届出
- 第7条 変更の届出
- 第8条 警察署長への関係書類の返送
- 第9条 探偵業者等による犯罪等を認知したときの措置